

## コンプライアンス規則

### (目的)

第1条 この規則は、有限会社SHIPMAN（以下「当社」という。）の倫理規則の理念に則り、当社に適用又は適用の可能性のある法令、当社の定款又は内部規則の遵守（以下「コンプライアンス」という。）上の問題を的確に管理及び処理し、もってその事業活動の公正かつ適正な運営に資するための組織及びコンプライアンス施策の実施及び運営の原則を定めることを目的とする。

### (基本方針)

第2条 当社の役員及び職員（契約職員を含む。以下「役職員」という。）は、法令、定款及び内部規則の内容を真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先とする。

### (担当)

第3条 当社のコンプライアンスに関する組織等として次のものを置く。

- (1) コンプライアンス担当職員
- (2) コンプライアンス委員会
- (3) コンプライアンス統括部門

### (コンプライアンス担当職員の職務)

第4条 コンプライアンス担当職員（以下「担当職員」という。）は、総務部部長とする。

2. 担当職員は、コンプライアンス全般にかかわる事項を所管し、コンプライアンス統括部門（以下「統括部門」という。）を指揮監督して、コンプライアンスに関する各種施策を立案し、実施する責務を有する。

3. 担当職員の役割及び権限は次のとおりとする。

- (1) コンプライアンス委員会の委員長
- (2) コンプライアンス施策実施の最終責任者
- (3) コンプライアンス違反事例対応の統括責任者

### (コンプライアンス委員会の役割)

第5条 コンプライアンス委員会は、担当職員を委員長とし、管理事業部、舟艇事業部より各1名を委員として構成する。

2. コンプライアンス委員会は、コンプライアンス体制を整備し、実効性を挙げるため次の事項を遂行する。

- (1) コンプライアンス施策の検討及び実施
- (2) コンプライアンス施策の実施状況の確認
- (3) コンプライアンス違反事件についての原因の究明、分析
- (4) コンプライアンス違反の関係者の処分内容検討及び再発防止策の策定
- (5) 第3号の原因の究明、分析並びに第4号の処分及び再発防止策の公表
- (6) その他担当職員が指示した事項  
(コンプライアンス統括部門の役割)

第6条当社の総務部をコンプライアンス全般の統括部門とし、総務部長を統括部門長とする。

2. 統括部門は、コンプライアンス体制及びその整備にかかわる企画、実施等を所管し、コンプライアンス体制の実効性を挙げるための方針や施策等を検討し、遂行する。

3. 統括部門は、コンプライアンス施策の進捗状況及びコンプライアンスにかかわる事項を担当職員及びコンプライアンス委員会に定期的かつ必要に応じて報告する。

(報告及び連絡)

第7条役職員は、コンプライアンス違反行為又はそれに類する行為を発見した場合は、速やかに統括部門に報告する。

2. 統括部門長は、前項の報告でコンプライアンス違反行為又はそれに類する行為について知りえた場合は、直ちに担当職員に報告するとともに、事実関係の調査を行い、対応方針を検討し、担当職員の承認を受けて、当該事象に対応する。

3. 役職員は、緊急事態等の事由により、統括部門を経由することができない報告について、第1項にかかわらず担当職員に直接報告することができる。

附則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。